

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民年金・福祉年金関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南関町は、国民年金・福祉年金関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

南関町長

## 公表日

平成27年9月29日

# I 関連情報

<b>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</b>	
①事務の名称	国民年金被保険者、福祉年金受給者の管理
②事務の概要	南関町では国民年金法に基づき、国民年金被保険者と福祉年金受給者の管理を行っている。
③システムの名称	①国民年金システム ②福祉年金システム ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー・プラットフォーム
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
1. 国民年金被保険者ファイル 2. 受給年金受給者ファイル 3. 老齢福祉年金受給者ファイル 4. 特別障害給付金受給者ファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 31号 「国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料 その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に 関する事務であって主務省令で定めるもの」
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	税務住民課住民係
②所属長	税務住民課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	総務課行政係
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	総務課行政係

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

